

平成 29 年 度

## 鹿児島県資金不足比率審査意見書

鹿 児 島 県 監 査 委 員

監 査 第 47 号

平成 30 年 9 月 5 日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

鹿児島県監査委員	長 野	信 弘
同	大 藺	豊
同	田之上	耕 三
同	桃木野	幸 一

平成29年度鹿児島県資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により平成30年8月10日付け財第50号で審査に付された平成29年度鹿児島県資金不足比率について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。



# 平成29年度鹿児島県資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査対象等

審査に当たっては、審査に付された平成29年度決算に基づく各特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- (1) 資金不足比率の算定が、関係法令に沿って適正に行われているか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか。

を主眼として、関係書類を照査するとともに、関係部局の説明を聴取するなどの方法により、慎重に審査を行った。

### 2 審査期間

平成30年8月10日から同年9月5日まで

## 第2 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された鹿児島県工業用水道事業特別会計・鹿児島県病院事業特別会計・鹿児島県港湾整備事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率の状況

(単位：%)

会計名	資金不足比率
鹿児島県工業用水道事業特別会計	— (20.0)
鹿児島県病院事業特別会計	— (20.0)
鹿児島県港湾整備事業特別会計	— (20.0)

注 1 いずれの特別会計も資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから、「—」と記載

2 括弧内は経営健全化基準である。

### 2 個別意見

資金不足比率についてはいずれの特別会計においても前年度と同じく資金不足額がないことから、同比率は算定されない。

### 3 是正改善を要する事項

いずれの特別会計においても、特になかった。